

総務常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月14日(火)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	石 井 孝 昭
及 び 宣 告	閉 会	午前10時37分	副委員長	小 川 喜 敬
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	鈴 木 広 美	出
	小 川 喜 敬	出	新 見 準	出
	丸 山 わき子	出	栗 林 澄 恵	出
	林 政 男	出		
委員外議員				
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 梅 澤 孝 行		副主幹 佐 藤 竜 一	
	主 査 嘉 瀬 順 子		主 査 安 見 里 香	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総 務 部 長 片 岡 和 久		市 民 部 長 中 込 正 美	
	総 務 課 長 湯 浅 孝 史		市 民 課 長 中 澤 ゆかり	
	課 税 課 長 森 正 幸		市民協働推進課長 飛 田 雅 章	
	国保年金課長 黒 川 康 裕			
	社会福祉課長 高 山 由美子			
	選挙管理委員会事務局長 湯 浅 孝 史			
	その他関係職員			
議 題	別紙日程表のとおり			

総務常任委員会日程

令和4年6月14日
午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 6 号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 7 号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 9 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 14 号 令和4年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費

(開会 午前10時00分)

○石井委員長

皆さん、おはようございます。

本日、定足数に達していますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

本日、八街高校生インターンシップ研修のため、2名の高校生の入場を許可いたしました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは、禁止されています。

なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

これより、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に丸山わき子委員、小川喜敬委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してあります日程のとおり、4件です。

議案第6号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第6号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の15ページ、16ページ、議案説明資料の17ページをご参照ください。

これは、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和される改正等がされたことを受け、本市においても、勤務時間制度の変更を図り、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を推進するため、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、育児休業及び部分休業を取得できる会計年度任用職員の要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員を削除するものです。

また、妊娠または出産等についての申出があった場合の措置等及び勤務環境の整備に関する措置を追加するものでございます。施行期日は公布の日から施行いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

お伺いいたします。ただいま非常勤職員、会計年度職員に対する育児休業の取得要件の緩和

という説明がございました。任用期間が1年以内の会計年度職員であっても、請求が可能でありますよということでもございました。

それから、もう一つ、私がお伺いしたいのは、幅が広がって取りやすくなるということは大変いいことだと思うんですが、この再度任用することが前提になっていくのかどうか。一旦そういう休暇を取った場合は、この方はもう、そういう育児休暇で大変だから採用しませんよと、そういう不利益をもたらすような内容になっていないのかどうか。その辺1点、確認したいと思います。

○湯浅総務課長

こちら、ただいま委員がおっしゃられたとおり、職が継続することを前提として育児休暇の取得を承認するものでありますことから、引き続き当該職に就けるべき能力の実証を経て、再度任用することが前提と考えております。

○丸山委員

これはいつから実施されますか。

○湯浅総務課長

公布の日からということ考えております。

○丸山委員

だからその公布はいつですか。

○湯浅総務課長

議決日を持って公布とさせていただきます。

○丸山委員

それでは、6月22日ということによろしいわけですね。

○湯浅総務課長

はい、そういうことです。

○丸山委員

せっかくね、このいい制度が緩和されたわけなので、ぜひ再任の職員の皆さんには、徹底した周知をお願いしたいと、その点については、どのように周知を考えているのでしょうか。

○湯浅総務課長

周知につきましては、令和3年9月に、八街市子育て支援ハンドブックを全職員に配付をしております。また、令和4年4月には、今改正を含めた内容で八街市子育て支援ハンドブックを訂正いたしまして、再度全職員に配付し、育児休業制度について周知の徹底を図っているところでございます。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○森課税課長

それでは、議案第7号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の17ページからになりますので、ご参照願います。

この条例は、令和4年度税制改正による地方税法の改正に合わせ、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正点といたしましては、第33条及び第34条の9においては、株式配当に関わる所得や株式譲渡に関わる所得など、現行制度では、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができましたが、個人住民税の課税方式を所得税の確定申告書への記載により、所得税と一致させるものであります。附則第15条の3、19条の2、19条の3は、同様の改正になります。

次に、第36条の3の2及び第36条の3の3においては、給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書に、退職手当等を有する配偶者及び扶養親族の氏名を記載する欄が追加されるなど、申告内容に変更が生じるものであります。

次に、附則第6条の5の2及び附則第25条においては、住宅借入金等特別控除が延長、見直しされることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日につきましては、第36条の3の2、第36条の3の3、附則第6条の5の2、附則第16条の2及び附則第25号につきましては、令和5年1月1日からとし、その他の条文につきましては、令和6年1月1日からの施工となります。

以上で、議案第7号の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。委員の質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第7号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

それでは、議案第9号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の22ページ、議案説明資料は33ページから、34ページをご覧ください。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正をするものでございます。

概要について説明いたします。

減免の対象となる保険税は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限を設定する、令和4年度分保険税である。令和3年度末に、国保資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に納期限を設定する、令和3年度分保険税も対象となります。

減免の対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重度な傷病を負った世帯、または、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかが、前年の当該収入より10分の3以上減少が見込まれるなど、所定の基準を満たす世帯となり、令和3年度に実施した減免と同様の基準となります。

減免申請の期限は、保険税条例第24条第2項の規定により、納期限までとしておりますが、この新型コロナウイルス関連感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合における保険税の減免については、申請期限の特例により、申請期限を令和4年度国民健康保険税納税

通知書発送日から、令和5年3月31日までの間とし、期間外であれば、納期限後の申請も受け付けいたします。

保険税の減免額は、世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得額のうち、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額の割合を算定し、当該世帯の保険税額に乗じて算出した減免対象保険税額に、さらに世帯の所得階層に応じて定めた減免の割合を乗じた額となります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市国民健康保険税条例、附則第15号の規定は、令和4年4月1日から適用することといたします。

なお、これまでに行った新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税減免の実績ですが、令和元年度分が136件、298万7千900円。令和2年度分が165件、2千640万1千円。令和3年度分が67件、1千155万100円でございます。

以上で議案第9号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

1点だけお聞きします。

これらの周知方法、皆さんへのお知らせ等の徹底等は、どのようにされますか。

○黒川国保年金課長

こちらの周知方法につきましては、7月に通知する国民健康保険税納税通知書に同封する保険税制度周知用パンフレットで案内しますとともに、市ホームページや広報にて表記周知を行いたいと思っております。

○栗林委員

市民の方から相談が、随時納税相談等あるんですが、そのときにもこのような制度がありますというお知らせはされるということですね。

○黒川国保年金課長

納税相談の際も、こちらの減免等の相談もお受けしております。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

○丸山委員

これ、申請するにあたっては、前年度を基準にしているわけですね。前年度、この間、ずっと事業は元に戻れなくてどんどんと低迷してきていると、収入がね。そういう中で、10分の3以上の減ということなので、そうなると申請したくても、もうずっと低迷してしまっているの、本当はこの対応をしていただきたいんだけど、対応してもらえないという事業者が多いのではないかなというふうに感じるんですが、その辺の対応というのは、どん

なふうに今後されるのでしょうか。

○黒川国保年金課長

こちらの対応につきましては、個人それぞれの状況を勘案しまして、丁寧に対応していくとしかちょっと言いようがないんですけども、そのような形で納税課の方、国保年金課の方で対応させていただきたいと思っております。

○丸山委員

猶予という制度もあるんですけど、その猶予というのは、あくまでも待つてあげますよという対応であって、払わなくていいですよと、軽減しますよという対応ではないわけです。今、事業者の皆さんが、本当に特にサービス業の方は、元に戻れないんです。そういう中で、せつかくこういった制度があっても活用できないということで、これは国がやってきているからそのとおりやっているんだと思うけれども、やはり八街市の事業者の今の状況を見ますと、まだまだ戻れていないと。本当に低迷したままで、こういった前年度を基準とした対応だと、事業者は本当に救われないんじゃないかな。

そういう意味では、八街市独自で何らかの方法を取るべきではないかなというふうに思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○中込市民部長

継続して収入が下がっているという場合には、前年度の収入が下がっていれば、次年度の保険税は、その下がった収入で計算されておりますので、今年度同じ収入だとしても、もう下がった保険税となっているはずなので、そういう対応となっております。

○丸山委員

確かにそういう対応策もありますけれども、払わなければならないという、これは10分の3以上あれば、払わなくていいわけでしょう。前年度の事業収入10分の3以上あれば、この減免がされるということなわけですね。

だから、やはり事業者にとっては、払っているのは国保税だけではなくて、いろんな税金もあるし、いろんな支払いもあるし、そういう中で、もう事業を辞めようかという、このコロナはなかなか収束しない中で辞めようかなと、そういった声も多々聞かれるわけなんです。だから、そういう意味では、事業者のもちろん納税相談もあろうかと思いますが、納税相談をいただいても、何とか払っていただきたいと思えます。長期間少しずつ払っていただきたいと思えますと、結果的にはそうになってしまうというふうになるので、ぜひ、低迷してしまっている事業者さんに対する対応策、ぜひ検討していただきたいし、それから、国に対しても、今までと同じこういうやり方では、救われない事業者はいますよということで、きちんと国にも制度改善を求めていただきたいというふうに思えます。

何らかの検討をいただくのと、国に対して意見を言っていただくというのを、再度確認したいと思えますが、いかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

委員さんがおっしゃられたとおり、国の方にこちらの方は県を通して申し上げていきたいと考えております。

○丸山委員

やはり、この制度がせっかくあっても活用できない事業者に対しての対応策ですね。やはり、これ、八街市でもぜひ独自の対策を取っていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思います。

それと、これは、申請はいつから受け付けるようになるのでしょうか。

○黒川国保年金課長

令和3年度末に国保に加入した方は、もう既に申請の方はできるんですが、当初納通、来月中旬に発送しますので、その後、一般の方は申請となるようになっています。

○丸山委員

分かりました。

○石井委員長

ほかに質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款について提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは、議案第14号、令和4年度八街市一般会計補正予算第3号の説明をさせていただきます。歳入全款につきまして、ご説明いたします。

補正予算書8ページをご覧ください。

16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、補正前の額から79万2千円を増額し、補正後の額を2億8千762万6千円にしようとするものです。

1節総務管理費補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金79万2千円で、事業費の一部が国庫補助金の対象になったことによる財源組替えを行うものです。

2目民生費国庫補助金は、補正前の額から176万円を増額し、補正後の額を7億1千270万4千円にしようとするものです。

1節社会福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者自立支援金支給事業事務費分ということで176万円です。

次に、20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から201万8千円増額し、補正後の額を7億849万8千円にしようとするものでございます。これにより、財政調整基金残高は、約14億7千200万円となります。

続きまして、22款諸収入5項雑入3目雑入は、補正前の額から230万円を増額し、補正後の額を1億6千231万6千円にしようとするものです。

1節雑入は、コミュニティ助成事業助成金で、大谷流区のコミュニティ活動用備品等購入に対するもの230万円で、宝くじの収益を原資とするコミュニティ助成事業助成金でございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、8ページの民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ということのようですが、これは、令和4年6月末までとしていた申請期限を令和4年の8月まで延長されたことによる事務費の増額ということで、よろしいでしょうか。

○高山社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が2か月延長されたことに伴い、職員の時間外手当と、支援金申請受付業務委託料の増額を行うものです。補助割合は10分の10となっております。

○丸山委員

そうしましたら、この間の事業の申請、また利用状況、延長による効果、どのように見ているのでしょうか。

○高山社会福祉課長

この事業につきましては、令和3年度から開始された事業で、令和3年度の実績としては、

支給決定数155世帯、延べ支給件数は430件、支給額は3千484万円となっております。令和4年度に入りまして、5月末時点では、支給決定数30世帯、延べ支給件数43件、支給額は334万円です。

この制度の趣旨としまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸し付けが終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在して、こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるために支給するもので、とても効果的であると感じております。

○丸山委員

この再度延長になりましたよという周知、市民に対する周知は、どのようにされるのでしょうか。

○高山社会福祉課長

社会福祉課及び社会福祉協議会でのリーフレットの配置、また、市ホームページや広報やちまたへの掲載のほか、県社協から情報提供のあった世帯には、申請書類を郵送して、周知したいと思っています。

○丸山委員

この自立支援、また住居確保給付金の支給要件というのが、今回替わりましたよね。その辺については、どのように周知されているのでしょうか。

○高山社会福祉課長

求職活動の要件が緩和されましたので、決定通知と一緒に同封してお知らせしたいと思っています。

○丸山委員

今、答弁されましたけれども、求職活動に関して、ハローワーク、あるいは例の職業相談は、原則月2回だということが、今回1回になったというようなことなので、やっぱりそういった緩和された点も、きちんと市民の皆さんに周知徹底をしていただき、市民の皆さんが利用しやすいようにしていただきたいと、このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○梅沢議会事務局長

補正予算書9ページをご覧ください。

歳出1款議会費1項議会費1目議会費について、ご説明いたします。

補正前の額から549万9千円を減額し、補正後の額を2億293万9千円とするものです。これは、3月31日に議員1名が辞職したことに伴うもので議員報酬等、具体的には、議員

報酬、議員手当、議員共済会給付費負担金で532万4千円、議員研修費、これは政務活動費でございますが17万5千円を減額するものです。

以上で、1款議会費の説明を終わります。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○飛田市民協働推進課長

それでは、歳出2款総務費について、ご説明いたします。

同じく補正予算書9ページをお願いいたします。

1項総務管理費10目協働のまちづくり推進費は、補正前の額から230万円を増額し、補正後の額を1千918万2千円としようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

地区コミュニティ育成費230万円につきましては、全額18節負担金補助及び交付金で、大谷流区が地域のコミュニティー活動で使用するやぐらステージ、ちょうちん、テントなどの備品購入経費について、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受けたことから、コミュニティ助成事業補助金として計上するものでございます。

○中澤市民課長

補正予算書の10ページをご覧ください。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金79万2千円を歳入とするため、一般財源と国庫支出金の財源の組替えを行うものでございます。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

続きまして、2款総務費4項選挙費について、ご説明いたします。

同じく補正予算書の10ページをご覧ください。

令和4年3月31日付で市議会議員1名が辞職されたことに伴い、公職選挙法第113条第3項第3号の規定によりまして、八街市長選挙と同日に、八街市議会議員補欠選挙を執行することとなります。

このことから、6目市議会議員補欠選挙費を新たに830万9千円補正計上するものでございます。

それでは、説明欄にてご説明をいたします。

1節報酬8万9千円は、選挙立会人に支払う報酬でございます。

1 0 節需用費 1 3 9 万 6 千円は、選挙執行に係る消耗品及び印刷製本費でございます。

1 2 節委託料 2 7 9 万 7 千円は、ポスター掲示場設置、撤去業務等でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 4 0 2 万 7 千円は、選挙公営費負担金でございます。

以上、2 款総務費の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから、議案第 1 4 号令和 4 年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第 1 4 号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

総務常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。総務常任委員会協議会を開催いたしますので、第 2 会議室にお集まりください。

皆さん、ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10 時 37 分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員